



栃木県公報

令和6(2024)年
5月30日(木)
号外
第37号

目次

訓令

- 栃木県公印規程の一部改正..... 1
○栃木県託送物品取扱規程及び栃木県文書等取扱規程の一部改正..... 2

教育委員会

- 栃木県教育委員会公印規程の一部改正..... 3
○栃木県立学校文書等取扱規程の一部改正..... 4

議会

- 栃木県議会事務局公印規程の一部改正..... 4

訓令

栃木県訓令第7号

本庁
出先機関
教育委員会事務局
教育委員会事務局教育事務所
教育委員会の所管に属する教育機関
人事委員会事務局
監査委員会事務局
労働委員会事務局
議会事務局
警察本部
警察署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年5月30日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公印の押印) 第6条 略 2 公印の押印を受けようとする者及び前項各号に掲げる公印を押印しようとする者は、押印すべき文書及び決裁済みの回議書を_____公印管理者に提示しなければならない。 3 略 4 公印管理者は、公印を押印したとき又は公印の押印があったときは、決裁済みの回議書に公印押印済印（別記様式第4号）を押印し、又は文書管理システム（栃木県文書等取扱規程（平成13年栃	(公印の押印) 第6条 略 2 公印の押印を受けようとする者及び前項各号に掲げる公印を押印しようとする者は、押印すべき文書に決裁済みの回議書を添えて、公印管理者に提示しなければならない。 3 略 4 公印管理者は、公印を押印したとき又は公印の押印があったときは、決裁済みの回議書に公印押印済印（別記様式第4号）を押印し_____

本県訓令第1号)第2条第3号に規定する文書管理システムをいう。)に公印押印年月日を登録しなければならない。

5 略

なければならない。

5 略

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

栃木県訓令第8号

本 庁
出先機関

栃木県託送物品取扱規程及び栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月30日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県託送物品取扱規程及び栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

(栃木県託送物品取扱規程の一部改正)

第1条 栃木県託送物品取扱規程(昭和51年栃木県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(託送物品の発送)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定により託送物品を発送するときは、主管課において当該発送物を包装の上、<u>文書学事課長に対し、回付するとともに、原議(栃木県文書等取扱規程(平成13年栃木県訓令第1号。以下「取扱規程」という。)</u>第2条第2号に定める原議をいう。以下同じ。)又は発送伺簿(取扱規程別記様式第6号の発送伺簿をいう。以下同じ。)を提示 _____ しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(発送印等)</p> <p>第6条 文書学事課長及び出先機関の長は、託送物品を発送したときは、原議若しくは<u>発送伺簿に発送印(取扱規程別記様式第14号の発送印をいう。)を押印し、又は文書管理システム(取扱規程第2条第3号に定める文書管理システムをいう。)</u>に<u>発送年月日を登録するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>① 略</p>	<p>(託送物品の発送)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定により託送物品を発送するときは、主管課において当該発送物を包装の上 _____、原議(栃木県文書等取扱規程(平成13年栃木県訓令第1号。以下「取扱規程」という。)第2条第2号に定める原議をいう。以下同じ。)又は発送伺簿(取扱規程別記様式第6号の発送伺簿をいう。以下同じ。)を添えて、<u>文書学事課長に回付</u>しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(発送印等)</p> <p>第6条 文書学事課長及び出先機関の長は、託送物品を発送したときは、原議又は _____ 発送伺簿に<u>発送印(取扱規程別記様式第14号の発送印をいう。)を押印 _____</u>するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第3号中「組織規程」とあるのは、「組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則(平成31年栃木県規則第11号)」とする。</u></p>

(栃木県文書等取扱規程の一部改正)

第2条 栃木県文書等取扱規程(平成13年栃木県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原議 決裁の手続を終了し_____した起案文書をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(文書等の発送)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 文書等を発送するときは、当該文書等を_____、文書管理主任（前項ただし書に該当する場合にあっては、文書学事課長。次条第1項において同じ。）に<u>対し、回付するとともに、原議又は発送伺簿を提示しなければならない</u>。この場合において、特別の包装を要する文書等又は封入する必要のある文書等については、荷造り又は封入した上、回付しなければならない。</p> <p>(発送印等)</p> <p>第38条 文書管理主任は、文書等を発送したときは、原議<u>若しくは</u>発送伺簿に発送印（別記様式第14号）を押印し、<u>又は文書管理システムに</u>送年月日を登録しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、主管課の文書管理主任が文書等を発送したときは、原議又は発送伺簿に送年月日を記入し、認印を押印することを<u>もって</u>送印の押印<u>又は文書管理システムへの登録に代えることができる</u>。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原議 決裁の手続を終了し、<u>決裁印が押印又は決裁日が記入された</u>起案文書をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(文書等の発送)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 文書等を発送するときは、当該文書等に原議又は<u>発送伺簿を添えて</u>、文書管理主任（前項ただし書に該当する場合にあっては、文書学事課長。次条第1項において同じ。）に<u>回付</u>_____しなければならない。この場合において、特別の包装を要する文書等又は封入する必要のある文書等については、荷造り又は封入した上、回付しなければならない。</p> <p>(発送印等)</p> <p>第38条 文書管理主任は、文書等を発送したときは、原議又は_____送伺簿に発送印（別記様式第14号）を押印し_____なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、主管課の文書管理主任が文書等を発送したときは、原議又は発送伺簿に送年月日を記入し、認印を押印することを<u>もって</u>送印の押印_____に代えることができる。</p>

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

(文書学事課)

教育委員会

栃木県教育委員会訓令第5号

事務局
学校以外の教育機関

栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会公印規程（昭和51年栃木県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(公印の押印)
第6条 公印の押印を受けようとする者は、押印すべき文書及び決裁済みの回議書を_____公印管理者に提示しなければならない。
 2 略
 3 公印管理者又は主任は、公印を押印したときは、決裁済みの回議書に公印押印済印を押印し、又は文書管理システム（栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号）第2条第3号に規定する文書管理システムをいう。）に公印押印年月日を登録しなければならない。
 4 略

(公印の押印)
第6条 公印の押印を受けようとする者は、押印すべき文書に決裁済みの回議書を添えて、公印管理者又は主任に提示しなければならない。
 2 略
 3 公印管理者又は主任は、公印を押印したときは、決裁済みの回議書に公印押印済印を押印し_____

 _____なければならない。
 4 略

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

(教育政策課)

栃木県教育委員会訓令第6号

県立学校

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校文書等取扱規程（平成13年栃木県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(發送印の押印) 第7条 文書管理主任は、文書等を發送したときは、原議（決裁の権限を有する者の決裁を求めるために作成した文書で、決裁の手續を終了し、決裁印が押印又は決裁日が記入されたものをいう。）若しくは發送伺簿（別記様式）に發送印を押印し、<u>又は文書管理システム（栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号）第2条第3号に規定する文書管理システムをいう。）に發送年月日を登録しなければならない。</u></p> <p>(文書等の取扱い) 第8条 この訓令に定めるもののほか、文書等の取扱いについては、栃木県文書等管理規則（平成13年栃木県規則第17号）及び栃木県文書等取扱規程_____の例による。</p>	<p>(發送印の押印) 第7条 文書管理主任は、文書等を發送したときは、原議（決裁の権限を有する者の決裁を求めるために作成した文書で、決裁の手續を終了し、決裁印が押印又は決裁日が記入されたものをいう。）<u>又は_____發送伺簿（別記様式）に發送印を押印_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>しなければならない。</p> <p>(文書等の取扱い) 第8条 この訓令に定めるもののほか、文書等の取扱いについては、栃木県文書等管理規則（平成13年栃木県規則第17号）及び栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号）の例による。</p>

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

(高校教育課)

議 会

栃木県議会事務局公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 5 月 30 日

栃木県議会議長 日向野 義 幸

栃木県議会事務局公印規程の一部を改正する訓令

栃木県議会事務局公印規程（平成10年栃木県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公印の押印) 第 6 条 略 2 公印の押印を受けようとする者は、押印すべき文書及び <u>決裁済みの回議書を</u> _____ 公印管理者に提示しなければならない。 3 略 4 公印管理者は、公印を押印したときは、決裁済みの回議書に公印押印済印（別記様式第2号）を押印し、 <u>又は文書管理システム（栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号）第2条第3号に規定する文書管理システムをいう。）に公印押印年月日を登録しなければならない。</u> 5 略	(公印の押印) 第 6 条 略 2 公印の押印を受けようとする者は、押印すべき文書に <u>決裁済みの回議書を添えて、</u> 公印管理者に提示しなければならない。 3 略 4 公印管理者は、公印を押印したときは、決裁済みの回議書に公印押印済印（別記様式第2号）を押印し _____ _____ なければならない。 5 略

附 則

この訓令は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。